

職員給与の状況

種類	内容
給料	職務に応じて、条例で定められた給料表により決定されます
扶養手当	①配偶者1万6千円 満16歳の年度始めから22歳の年度末まで ②配偶者以外2人まで6千円 の子に5千円加算 ③配偶者以外3人めから3千円
調整手当	給料、管理職手当および扶養手当の10%
住居手当	①借家等居住者...家賃に応じて支給(最高2万7千円) ②持ち家居住者...5千円
通勤手当	①電車等利用者...運賃相当額(最高5万円) ②車等利用者...通勤距離に応じた額(1千500円~2万2千900円)
管理職手当	給料の7%~15%(管理職のみ支給)
実績に応じ支給	超過勤務手当 正規の勤務時間以外に勤務したときに支給(管理職を除く)
	特殊勤務手当 著しく危険、不快な業務など、特殊な業務に従事する職員に対して支給...17種類
	その他 夜勤手当、宿直手当、休日勤務手当
臨時に支給	期末勤勉手当 民間のボーナスに相当する手当...年間4.75月分
	退職手当 ①自己都合...最高限度額60.0月(勤続45年以上) ②勸奨・定年...最高限度額62.7月(勤続35年以上)

本市の職員の構成

(平成13年4月1日現在)

構成区分	一般行政職	消防職員	技能労務職	税務職員	幼稚園等教員	公営企業職員	保育士等	その他職員	合計数
職員数	710	170	129	60	50	43	128	29	1千319
構成比	53.8%	12.9%	9.8%	4.5%	3.8%	3.3%	9.7%	2.2%	100%

その他職員とは、保健婦(士)、歯科衛生士、管理栄養士、看護婦など

本市の級別職員数の状況

(平成13年4月1日現在)

標準的な職務内容	1級主事補	2級主事	3級主任	4級主査	5級主幹	6級課長	7級参事	8級部長	技能労務職	合計数
職員数	18	109	253	220	120	84	19	14	81	918
男	31	93	121	78	29	0	1	0	48	401
女	49	202	374	298	149	84	20	14	129	1千319
級別構成比	3.7%	15.3%	28.3%	22.6%	11.3%	6.4%	1.5%	1.1%	9.8%	100%

特殊勤務手当

職員全体に占める手当支給職員の割合	37.2%
職員1人当たり平均支給年額	1万7千190円
代表的な手当の種類	保育手当、清掃作業手当、消防職員出勤手当、税務事務手当、保健指導手当、土木作業手当、水道業務手当ほか

退職手当 (平成13年4月1日現在)

区分	退職区分	自己都合	勸奨・定年
狭山市	勤続20年	21.0月分	28.875月分
	勤続25年	33.75月分	44.55月分
	勤続35年	47.5月分	62.7月分
	最高限度額	60.0月分	62.7月分
国	上記と同じ		
	ただし、退職時の特別昇給1号		

狭山市は、埼玉県市町村職員退職手当組合に加入しており、同組合の支給条例に基づく支給率です

期末勤勉手当 (平成12年度支給率)

区分	支給月	期末手当	勤勉手当
狭山市	6月	1.45月分	0.6月分
	12月	1.6月分	0.55月分
	3月	0.55月分	
	合計	3.6月分	1.15月分
国	職制上の段階職務等による加算措置あり		
国	上記と同じ		

超過勤務手当

年度	支給総額	職員1人当たり平均支給年額
11年度	2億7千246万8千520円	20万5千18円
12年度	2億3千110万2千158円	17万5千343円

調整手当 (平成13年4月1日現在)

支給対象地域	全域
支給率	10%
支給対象職員数	1千318人
国の制度(支給率)	3%
職員1人当たり平均支給年額	43万4千772円(12年度決算)

問い合わせ
職員課へ内線 3 5 1 2

市職員の給与などを公表します

市職員の給与は、人事院および県人事委員会が、毎年民間事業所の給与などの実態や生計費、物価などを調査し、それに基づき国家公務員、県職員の給与改定が必要な場合に出す給与勧告を参考に決められています。さらに、国、県、近隣市の給与などを考慮し、市長が給与条例の改正を市議会に提案し、市議会の審議を経て決定されています。

なお、昨年度実施された給与改定では、全職員の期末勤勉手当を前年に引き上げるとともに、給料については全職員の改定を見送る措置がとられました。このうち部長、参事職については2年連続での改定見送りの措置となりました。

人件費の状況

(普通会計12年度決算)

住民基本台帳人口 (13331日現在)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	11年度 人件費率
16万412人	416億9千267万7千円	16億2千8万円	109億1千77万2千円	26.2%	23.7%

実質収支：歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額です
 人件費率：歳出額に占める人件費の割合です。埼玉県の前年度11年度の人件費率は35.5%
 (彩の国だより平成13年2月号による)です

特別職の報酬等の状況

特別職の報酬などの額は、市内の各界代表者や学識経験者などで構成する報酬審議会の意見を基に、条例で定められています。(平成13年4月1日現在)

特別職区分	給料報酬月額
市長	97万円
助役	81万5千円
収入役	75万円
議長	51万5千円
副議長	46万5千円
常任委員長	45万5千円
議会運営委員長	45万5千円
議員	44万5千円

期末手当の支給割合	
6月	2.05月分
12月	2.15月分
3月	0.55月分
合計	4.75月分

職員の平均給料月額、平均給与月額と平均年齢の状況

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
狭山市	36万3千247円	43万9千194円	42歳	35万3千33円	40万8千802円	48歳6月
国	32万6千106円		39歳9月	28万9千315円		47歳9月
全国自治体平均	35万3千931円	43万8千761円	41歳8月	32万6千140円	39万5千29円	45歳4月
全国市平均	36万3千378円	45万3千411円	42歳5月			
都道府県平均	35万6千284円	44万3千593円	41歳5月			

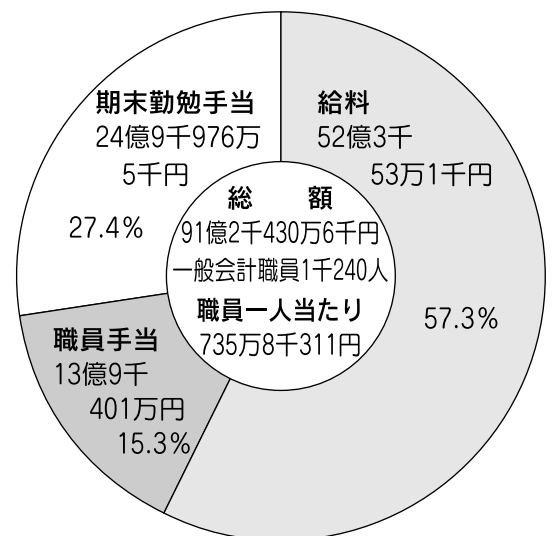
一般行政職：技能労務職以外で消防職、教諭、企業職員などを除く職員です
 技能労務職：用務員、給食調理員、自動車運転手などです
 給与：給料に職員手当を加えたものです
 市については、平成13年4月1日現在の数値です
 国、全国自治体平均、全国市平均および都道府県平均については、平成12年4月1日現在の数値です

一般行政職職員の初任給の状況

(平成13年4月1日現在)

区分	大学卒		高校卒	
	決定初任給	採用2年経過日の給料額	決定初任給	採用2年経過日の給料額
狭山市	18万1千400円	19万5千円	15万1千800円	16万7千500円
国	17万4千400円	18万8千900円	14万1千900円	15万1千800円

職員給与費の状況(一般会計13年度予算)



職員の経験年数・学歴別平均給料月額の状況(平成13年4月1日現在)

区分	経験年数	7年以上10年未満			10年以上15年未満			15年以上20年未満		
		平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	大学卒	24万4千581円	29万4千348円	34万5千461円						
	高校卒	21万2千173円	24万3千963円	31万2千86円						
技能労務職	大学卒									
	高校卒	21万9千475円	25万4千490円	29万5千331円						